

令和元年度 第1回 動物愛護センターの施設活用検討部会

日時：令和元年7月4日（木）

午後1時30分から

会場：動物愛護センター 研修室

1 開会

2 委員紹介

3 議題

- (1) 動物愛護センターの施設活用検討部会の会長の選任について (資料1)
- (2) 動物愛護センターの施設活用について (資料2)

5 その他

6 閉会

【 配付資料 】

- ・動物愛護センターの施設活用検討部会委員名簿 (資料1-1)
- ・部会について (資料1-2)
- ・人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱 (資料1-3)
- ・動物愛護センターの施設活用について (資料2-1)
- ・動物愛護センターの施設活用について
(平成30年度第2、3回協議会 資料) (資料2-2)

動物愛護センターの施設活用検討部会委員名簿

項目	氏名	所属	役職等
動物愛護等団体代表	朴 善子	公益財団法人 日本補助犬協会	代表理事
獣医師団体代表	太田 雄一郎	公益社団法人 横浜市獣医師会	会長
動物取扱業関係団体代表	大矢 秀臣	全日本動物輸入業者協議会	事務局長

動物愛護センターの施設活用検討部会について

1 横浜市附属機関設置条例

(組織)

第3条 附属機関の委員(臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員を除く。)の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関が担任する事務のうち、特定又は専門の事項について調査審議等をするため、分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

2 人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱

(部会)

第7条 本市動物行政の推進について調査審議するため、協議会に運営部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員若干人及び必要に応じて臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長1人を置き、部会の委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

4 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

5 第6条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中の「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と、「臨時委員」とあるのは「部会の臨時委員」と読み替えるものとする。

3 動物の愛護及び管理に関する法律

第三十九条 都道府県等、動物の愛護を目的とする一般社団法人又は一般財団法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行つている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱

制 定 平成 24 年 4 月 1 日健動第 2078 号（局長決裁）

一部改正 平成 29 年 6 月 12 日健動第 421 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月 22 日横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、人と動物の共生推進よこはま協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（担当事務）

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する協議会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 本市動物行政推進の基本的事項の検討に関すること。
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律に係る事業に関すること。
- (3) その他動物愛護の推進に関すること。

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる団体等から市長が任命する。

- (1) 動物の愛護や適正飼養の推進を目的とした団体
- (2) 公益社団法人横浜市獣医師会
- (3) 動物取扱業関係団体
- (4) 学識経験者
- (5) 公募市民

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 第 1 項第 1 号から第 3 号の団体の委員が会長に選任された場合は、当該団体からさらに 1 名の委員を任命することができる。

（臨時委員）

第 4 条 協議会に、事案の審議内容により必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、次に掲げる団体等から市長が任命する。

- (1) 動物の愛護や適正飼養の推進を目的とした団体

- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は会長が委員の中から指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を掌理し、副会長はこれを補佐する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 本市動物行政の推進について調査審議するため、協議会に運営部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員若干人及び必要に応じて臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長1人を置き、部会の委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。
- 5 第6条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中の「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と、「臨時委員」とあるのは「部会の臨時委員」と読み替えるものとする。

(会議の公開及び非公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、協議会の会議（部会の会議を含む）については、一般に公開するものとする。

- 2 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、会議の一部又は全部の非

公開を決定することができる。

- 3 前項の場合において、会長又は部会長は、必要があると認めるときは、出席委員の意見を聴くことができる。

(意見の聴取等)

- 第9条 会長又は部会長は、協議会又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

- 第10条 協議会の庶務は、健康福祉局健康安全部動物愛護センターにおいて処理する。

(委任)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後最初に第3条第1項の規定により任命する委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から平成25年3月24日までとする。
- 3 この要綱の施行後最初の協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年6月12日から施行する。

動物愛護センターの施設活用令和元年度実施内容について

平成 30 年度第 2、3 回協議会において、動物愛護センターの施設活用について、ご意見等いただき、現在実施している内容です。

1 「ふれあい広場」の利用方法変更

5 月 30 日まで (旧)	6 月 1 日以降～現在 (新)
<ul style="list-style-type: none"> ・広場のみの予約は不可 ※飼育体験実習室など部屋とセットで予約 ・利用時間 開庁日 13 時～17 時のみ ※ 9～12 時は、収容犬の散歩に使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・広場のみの予約も可能 ・利用時間 平日 9 時～12 時 : 一般開放 平日 13 時～17 時、土曜日 : 予約受付 ※予約が無い場合は、一般開放

2 飼育体験実習室等の譲渡会開催への優先的貸出

- 7 月 : 登録団体向けにチラシ等で周知
団体受付後、市民に対して実施の周知
- 8 月 : 第一回譲渡会開催 (予定)

3 飼育体験実習室等の啓発事業への優先貸し出し

- 8 月 : 貸し出し条件、方法等の検討
- 9 月 : チラシ、ホームページ等で市民向けに周知
- 10 月 : 優先予約開始 (予定)